

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 6 日現在

機関番号：12701

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2013～2015

課題番号：25560107

研究課題名(和文)学校教育への著作物に関する補償金制度導入の基礎調査研究

研究課題名(英文)Basic research of compensation institutional introduction about a work to a school education

研究代表者

山本 光(YAMAMOTO, KO)

横浜国立大学・教育人間科学部・准教授

研究者番号：00293168

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,400,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、海外での学校における著作権制度の調査と分類を試みた。その結果、学校独自に著作権使用に関する契約を行っているところや地方自治体にて著作権使用に関する契約を行っているところなどの違いを知ることができた。一方、学校における教員の著作権に関する知識や意識については、教員の担当する教科に依存する傾向もなく、学校で取り扱われる内容として国語での引用指導や情報における情報モラルの一部として、日本の教員は著作権を意識している実態も調査することができた。

以上の研究成果などから日本における著作権の補償金制度は、各学校の取り組みを教育委員会が取りまとめる形が理想的である。

研究成果の概要(英文)：In this study, we tried to classify and investigate the copyright system in schools abroad. As a result, we could know that some schools have a contract with copyright collective by themselves, other with local government. On the other hand, in relation to teacher's knowledge and consciousness of copyright in school, there was no tend depending on the subject in change of teachers, and we also could know realities that teachers of japan were conscious of the copyright such as citation guidance of Japanese and the information moral on subject of Information, as the content handled at the schools.

From the study described here, it can be said, as for the compensation system of copyright in japan, a form Board of education summarize the efforts of each school is ideal.

研究分野：著作権教育

キーワード：著作権 eラーニング 補償金 補償金制度

1. 研究開始当初の背景

申請者は、2010年に挑戦的萌芽研究の資金を受け、「学校教育における著作権法第35条ガイドライン見直しのための基礎調査研究」を行った。その中で学校現場での著作物に関わる課題は、著作権法第35条の複製権の制限規定とガイドラインとの相違のみではなく、著作権の許諾申請や契約などの著作権処理の複雑さや煩雑さの問題が大きいことが明らかになった。

さらに、ニュージーランドでの学校訪問調査で、教育機関であっても補償金制度があり、学校での著作物の利用に関して、各自治体単位でのサンプル調査が行われている事実を知ることができた。そこでは、1年間に学校で利用している著作物のリストを作成し、それをもとに補償金が決定され、著作権管理団体へ支払われていることで、学校現場でのe-learningやICT活用での著作物の利用と著作権者の権利保護とのバランスを取っていた。

一方、日本での学校における著作権制度は文化庁にて2003年1月の文化審議会著作権分科会で議論されており、そこでは学校教育での教科書掲載に関する補償金について議論されている。しかし、教科書以外の他の著作物利用については、学校現場の実態調査や、自治体での補償金への導入に関する基本調査がなされていないことから、その後議論が発展していない。

よって、補償金制度が導入された場合の教育機関への影響や教育活動の変容について調査する必要がある。これらの資料をもとに法制度の検討が行えることで、学校現場と著作者とのよりよい関係を構築することが可能となる。さらに、現在研究が進められているe-learningや電子教科書の扱いなど、現行著作権法では各個別に許諾が必要な公衆送信や、第35条ガイドラインとの関係を包括的に執り行うための方策への提言が可能となる。

本研究においては、補償金導入の法的根拠を示す研究ではなく、学校現場の実態および教育委員会での学校の把握実態や、海外での事例研究を通して、教育機関からの視点から学校における著作権の補償金に関する意識調査や認知度の調査を行い、補償金制度の実現可能とするための要件を明らかにする。

2. 研究の目的

本研究の目的は、e-learningや電子教科書など、学校における学習環境の変化に伴い問題とされている著作権の利用許諾について、著作者の権利を不当に害することなく学校教育での著作物の活用が行える仕組みとして「著作権の補償金制度」を提案し、その導入について可能性と問題点を、国際比較を行い、学校現場や各教育センターおよび教育委員会など教育制度の立場から、明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1)海外での補償金制度の事例調査

海外において著作権の補償金制度のあるニュージーランドをはじめオーストラリアまたはヨーロッパでの学校訪問を行った。ヨーロッパの国では、日本と教育制度が近い英国および、著作権法が比較的厳しいドイツの2か国に訪問調査を行った。

ニュージーランドでは、2012年に訪問したKaipoi high schoolとChristchurch boys high schoolの2校に加えcobham Intermediate SchoolのDianne Gath教員の協力を得て、補償金制度のもとでどのように教員が教育活動を行っているかを調査するために、学校長をはじめ数名の教員に対してインタビューを行った。さらに海外の日本人学校を訪問し、日本の教育制度が海外の著作権制度の中でどのように運用されているかを学校長をはじめ情報や数学などテクノロジーを教育に取り入れている教科を中心に教員にインタビュー調査を行った。

この訪問調査という形態をとることにより、各国の著作権法の条文については、一般財団法人著作権情報センターの「外国著作権法令集」などの文献調査では知ることができない、運用についての実態を知ることができた。例えば、それらの制度のもと、学校教育現場で教員や職員がどのような活動を行っているか、また制度導入前後でどのように教育活動が変容したかなどの内容を聞くことができた。

(2)著作物の利用実態調査

国内の小学校および中学校にて、協力可能な教員に対して質問紙調査を行った。著作権に関する知識、意識、行為に関する内容や、著作権制度および補償金制度に関する内容を複数回実施した。さらに、大学生に対しても上記の内容の質問紙調査を行い、比較検討を行った。

過去に実施した質問紙調査では、学校内で利用されている著作物利用行為は、圧倒的に楽譜の複製がトップであった。これらは、著作権法第35条と、著作権法第35条ガイドラインとの相違が顕著となっている事例であり、補償金制度により解決したい問題の一つでもあると考えているため、これについても質問紙に含まれている。

さらに、Web調査を利用し、全国規模(調査数1000人)での著作物利用の調査と補償金制度に対する意識調査を行った。個別事象では測れなかった、補償金制度を可能とする要因の調査を、階層的重回帰分析など統計解析を利用した。それに加えて、著作権の補償金制度に対する教員の意識についても調査し、因子分析の手法を用いて構造の解明を試みた。

4. 研究成果

本研究の成果は以下の2つである。

(1) 海外の補償金制度の実態結果

海外の事例を調査し、大きく3つの補償金制度の運用がなされていることが明らかとなった。ただし、すべての国のすべての学校を調査したわけではないことから、あくまでもモデルケースとしての分類となっていることに注意されたい。

a) 自治体サンプル調査型

市町村や教育委員会が中心となり、学校で利用されている著作物の調査を行い、著作権使用料を権利者団体へ支払っているタイプである。ニュージーランドやオーストラリアの学校はこれらの方式により1学校年あたり年間10万円ほどの費用で、著作物を利用している。この著作物調査は全体の10%の学校に対してサンプル調査し、年間の複製している著作物の量を報告している。

ただし、大元の著作権法を逸脱する行為は許可されていない。例えば図書を丸ごと複製して児童生徒に配布する行為は許諾されているわけではない。

b) 自治体一律徴収型

市町村や教育委員会が中止となり、一律に著作物の利用料を権利者団体に支払っているタイプである。ドイツの一部の地域ではこの方式を行っていた。各学校では著作権の利用料の金額を知ることはなく、複製などの運用が行われていた。もちろん、著作権法を逸脱する行為は許諾されていない。

c) 各学校独自型

私立学校や日本人学校の一部では、学校独自に権利者団体と交渉し著作権利用料を支払っているタイプがある。これは音楽教育に力を入れている学校に特徴的で、楽譜の複製や演奏会での利用について、音楽関連の権利者団体へ年間10万円ほどの利用料を支払っている事例が存在した。

(2) 教員の著作権および補償金制度の意識調査結果

学校における著作権教育に関する全国調査で得られたデータにより、以下の3つのことが明らかとなった。

a) 著作権制度の認知度

発表論文(7)および(8)により著作権法や著作権法第35条のガイドラインについて、その認知度の低さが明らかとなった。これによって、著作権の補償金制度がどの

ような形になるとも、学校内での著作物の取り扱いに注意が払われていない現状があることが分かった。

よって、今後は著作権に関わる研修会や子教材の配布などを継続的に進める必要があると提案する。

b) 著作権使用料に対する意識

発表論文(4)および(6)において、学校における教育活動を分類し、その活動において他の人の著作物を利用する場合、利用料を支払ってでも行いたい活動を分類し、その支払の主体を明らかにした。その結果、複製のみではなく、情報の蓄積や再利用についても著作権の利用料を支払ってでも行ってよいと考える教員が多いことが分かった。さらにその支払主体は教育委員会や自治体を希望している教員が多かった。

これにより、日本での補償金制度が学校教育を阻害せずに運用するためには、教育委員会単位で学校の実情に合わせ、複製権のみではなく、蓄積と再利用を含めた許諾を得る必要があることが明らかとなった。

c) 著作権の知識と他の関係

発表論文(1),(2),(3)において、著作権の知識と教員の担当する教科との関係や、理数系教員の特徴などを明らかにした。この調査はa)で示した著作権に関わる研究会などを行う際に、教員の特徴とその効果を推し量るために行った。

その結果は、教科に依存することなく著作権の知識は一定程度あることや、理数系の教員や芸術系の教員は著作権に関する関心が高いことが示された。

以上の2つの結果から、本研究の目的である学校における著作権の補償金制度の導入は、次の2つを前提条件として、教育委員会が所管する学校数に応じて著作権利用料の算出を行い、一括して支払う。さらに、許諾する範囲は、著作権法第35条で規定されている複製権のみではなく、著作物の蓄積と再利用についても許諾されることが、本研究より明らかになった点である。

- ① 教員への著作権に関する学習環境が整うこと
- ② 著作権法第35条のガイドラインの改訂

さらに今回の調査において日本のICT活用が海外と比較して遅れている印象を受けた。特に英国やニュージーランドでの学校訪問により、児童生徒の教材はすべてクラウドに配置されており、学校でも自宅でも場所に関係なく、教材にアクセスし利用している実態を目の当たりにして、著作権制度のみがICT活用を妨げているわけではないことを最後に付け加えておきたい。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 8 件)

- (1) 山本光(2015)
教科による著作権の知識に関する差について, 日本教育工学会研究報告集, JSET15-1, pp.541-548.(査読無)
- (2) 山本光(2014)
数学教員の著作権意識調査について, 日本数学教育学会第 4 7 回秋期研究大会発表集録, pp.547. (査読無)
- (3) 山本光, 竹内達也(2014)
著作権の知識と情報倫理の関係, 日本教育工学会研究報告集, JSET14-4, pp.81-84. (査読無)
- (4) 山本光(2014)
学校における著作権に関する補償金制度の検討, 日本教育工学会第 30 回全国大会論文誌, pp.215-216. (査読無)
- (5) 山本光, 中本敦浩, 小笠原梨絵, 高橋すみれ, 瀧下広貴, 仲谷勇馬(2014)
主体的・創造的・協同的な生徒を育てるために—ニュージーランド教育の現地調査から—日本ニュージーランド学会誌, 21 巻, pp.14-26. (査読有)
- (6) 山本光(2014) 教員の著作権使用料に関する意識調査の結果, 日本教育工学会研究報告集, JSET14-2, pp.63-68.(査読無)
- (7) 山本光, 竹内達哉(2013)
著作権法第 35 条ガイドラインの改訂に向けて, 日本教育工学会第 29 回全国大会論文誌, pp. 813-814. (査読無)
- (8) 山本光(2013)
著作権の権利侵害感に関する教員の特徴, 日本教育工学会研究報告集, JSET13-4, pp.93-98. (査読無)

[学会発表] (計 8 件)

- (1) 山本光(2015)
教科による著作権の知識に関する差について, 日本教育工学会研究会, 2015 年 2 月 28 日, 九州大学
- (2) 山本光(2014)
数学教員の著作権意識調査について, 日本数学教育学会第 4 7 回秋期研究大会, 2014 年 11 月 8 日, 熊本大学
- (3) 山本光, 竹内達也(2014)
著作権の知識と情報倫理の関係, 日本教育工学会研究会, 2014 年 5 月 17 日, 長岡科学技術大学
- (4) 山本光(2014)
学校における著作権に関する補償金制度の検討, 日本教育工学会第 30 回全国大会, 2014 年 9 月 20 日, 岐阜大学
- (5) 山本光(2014)
主体的・創造的・協同的な生徒を育て

るために—ニュージーランド教育の現地調査から—日本ニュージーランド学会, 2014 年 6 月 21 日, 早稲田大学

- (6) 山本光(2014)
教員の著作権使用料に関する意識調査の結果, 日本教育工学会, 2014 年 5 月 17 日, 長岡科学技術大学
- (7) 山本光(2013)
著作権法第 35 条ガイドラインの改訂に向けて, 日本教育工学会第 29 回全国大会, 2013 年 9 月 22 日, 秋田大学
- (8) 山本光(2013)
著作権の権利侵害感に関する教員の特徴, 日本教育工学会研究会, 2013 年 7 月 6 日, 岩手大学

[図書] (計 0 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 0 件)

6. 研究組織

(1)研究代表者

山本 光 (YAMAMOTO KO)
横浜国立大学・教育人間科学部・准教授
研究者番号: 00293168

以上